

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要  
 (環境保全型農業直接支払交付金)

令和 7 年 9 月 1 日  
 九 重 町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）第 7 条第 5 項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第 6 項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号 事業	2号 事業	3号 事業	4号 事業	地域	重点区域との 重複の有無		
		○		九重町飯田地区	無	R7 ~ R11	千町無田資源 保全組合
		○		九重町飯田地区	無	R7 ~ R11	上・下藪資源 保全組合
		○		九重町飯田地区	無	R7 ~ R11	小釣・畑地区 資源保全組合
		○		九重町全域	無	R7 ~ R11	九重町資源保 全組合
		○		九重町南山田地区	無	R7 ~ R11	南山田資源保 全組合
		○		九重町南山田地 区、飯田地区	無	R7 ~ R11	九重高原微生 物農法研究会

以上